



2026 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O (最 高 執 行 責 任 者) 新 里 雅 則
(コード番号 : 4320 東証スタンダード、札幌)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C S O (最 高 戦 略 責 任 者) 芳 賀 恵 一
(T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0)

自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 5 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の定めに基づき自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本自社株公開買付け（下記「1. 買付け等の目的」において定義します。以下同じです。）を行う予定であることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自社株公開買付けの実施につきましては、本自社株公開買付けに先立って実施される SK-03 株式会社（以下「他社株公開買付者」といいます。）が 2026 年 8 月 5 日付で公表した「株式会社 CE ホールディングスの株式（証券コード：4320）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の他社株公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本他社株公開買付け」といいます。）が成立し、本臨時株主総会（下記「1. 買付け等の目的」において定義します。）における本株式併合（下記「1. 買付け等の目的」において定義します。）に関する決議が承認されることを条件として、本他社株公開買付けの成立後、正式に決議する予定です。

なお、本取引（下記「1. 買付け等の目的」において定義します。）の詳細につきましては、当社が 2026 年 8 月 5 日付で公表いたしました「SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 買付け等の目的

他社株公開買付者は、当社株式を取得及び所有することを主たる目的として 2026 年 6 月 9 日に設立された株式会社とのことです。2026 年 8 月 5 日現在、他社株公開買付者の発行済株式の全て（ただし、他社株公開買付者が所有する自己株式は除くとのことです。）は SK-02 株式会社（以下「他社株公開買付者中間持株会社」といいます。）によって、他社株公開買付者中間持株会社の発行済株式の全て（ただし、他社株公開買付者中間持株会社が所有する自己株式を除くとのことです。）は SK-01 株式会社（以下「他社株公開買付者最終持株会社」といいます。）によって所有されているとのことです。2026 年 8 月 5 日現在において、他社株公開買付者最終持株会社の発行済株式の全て（ただし、他社株公開買付者最終持株会社が所有する自己株式を除くとのことです。）は、株式会社日本企業成長投資及

びそのグループ（以下、個別に又は総称して「日本企業成長投資」といいます。）が投資関連サービスの提供を行う投資ファンド（以下「NIC ファンド」といいます。）により所有されているとのことです。2026 年 8 月 5 日現在、日本企業成長投資、他社株公開買付者最終持株会社、他社株公開買付者中間持株会社及び他社株公開買付者（以下、個別に又は総称して「他社株公開買付者ら」といいます。）は、いずれも当社株式を所有していないとのことです。

日本企業成長投資は 2017 年に設立され、主に NIC ファンドに対して投資関連サービスの提供を行う独立系サービスプロバイダーとのことです。日本企業成長投資は、NIC ファンドに対して投資関連サービスの提供を行い、NIC ファンドは、日本の優れた企業及び事業の一層の飛躍と永続のため、「成長」を主眼とした「企業に寄り添うコンサルティング型」の投資を行っているとのことです。投資後は NIC ファンドによる資金提供に加え、日本企業成長投資の有する経験・知見に基づく経営支援、同社のネットワークを活かした経営人材の派遣など、個社毎のニーズを踏まえた事業サポートを提供しているとのことです。NIC ファンドは、ヘルスケア、I T・ビジネスサービス及びコンシューマーの 3 領域に特化し、投資及び経営支援を行っており、日本企業成長投資はその設立以来、当該投資に関する投資関連サービスの提供を行っているとのことです。NIC ファンドは、ヘルスケア領域では 11 社に投資及び経営支援を行っており、医療法人の運営支援や業界再編型の追加買収の実現等の実績があるとのことです。また、NIC ファンドは、I T・ビジネスサービス領域では 4 社に投資及び経営支援を行い、S I e r 事業（注 1）におけるオペレーション改善や業界再編型の追加買収の実現等の実績があるとのことです。

（注 1）「S I e r 事業」とは、企業や官公庁などの顧客に代わって、業務に必要な情報システムを設計・開発し、その導入から運用・保守までを一貫して担う事業のことをいうとのことです。

今般、他社株公開買付者は、2026 年 8 月 5 日、当社株式を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場及び証券会員制法人札幌証券取引所本則市場に上場している当社株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本他社株公開買付けを 2026 年 8 月 6 日から開始することを決定したとのことです。

本取引は、以下の各取引により構成されとのことです。

（i）本他社株公開買付け

（ii）本他社株公開買付けの成立を条件として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 1 項但書及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 7 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、本他社株公開買付けの決済の開始日に、公開買付けを実施することなく当社の筆頭株主（注 2）であり、代表取締役会長 C E O（最高経営責任者）である杉本恵昭氏（以下「杉本氏」といいます。）から本譲渡株式（1,450,800 株、所有割合（注 3）：8.70%）を取得する並行買付け（以下「本並行買付け」といいます。）

（iii）会社法第 180 条に基づき、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本株式併合に関する決議の承認後に当社が実施する本自社株公開買付け（以下に定義します。以下同じです。）を実施するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした当社の完全子

会社1社による当社に対する配当の実施（以下「本当社グループ内配当」といいます。）

- (iv) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、当社による、①当社の第4位株主であるUH Partners 3 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800 株、所有割合：6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,500株、②当社の第5位株主であるUH Partners 2 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900 株、所有割合：6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,400株、③当社の第6位株主である光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式（1,079,600 株、所有割合：6.47%）の全て、④当社の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700 株、所有割合：5.81%、以下「エスアイエル」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している当社株式の全てである40,800株（所有割合：0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）することにより、光通信が所有することとなる予定とのことです。）の全てを合計した1,152,900株（所有割合：6.91%）（以下「本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）」といい、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を所有する光通信グループ（以下に定義します。）を「本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）、並びに⑥当社の第3位株主である日本電気株式会社（所有株式数：1,200,000 株、所有割合：7.20%、以下「NEC」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「NEC所有株式」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。）

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日（以下「本基準日」といいます。）の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配（以下に定義します。以下同じです。）が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）は、光通信（その所有予定株式数1,079,600株。本信託契約解除が行われた場合には1,120,400株）、株式会社UH Partners 2（以下「(株)UH Partners 2」といいます。）（その所有予定株式数11,400株）、株式会社UH Partners 3（以下「(株)UH Partners 3」といいます。）（その所有予定株式数11,500株）及び株式会社エスアイエル（以下「(株)エスアイエル」といいます。）（その所有予定株式数9,600株）となる予定とのことです。また、NECについては、以下に記載のとおり、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本他社株公開買付けの公表予定日として伝達した2026年8月5日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、2026年8月5日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しているとのことです。

- (v) 本他社株公開買付け、本並行買付け及び本自社株公開買付けが成立したものの、他社株公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本自己株式取得応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）を除くとのことです。）を取得できなかった場合に、

当社の株主を他社株公開買付者及びHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といいます。）（注4）のみとすることを目的として当社が会社法第180条に基づいて行う当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）

- （vi）本株式併合の効力発生後に当社がHTIOが所有する本自己株式取得応募合意株式の全てを自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注5）するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした①当社による他社株公開買付者を引受人とする無議決権種類株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）及び②会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注6）
- （vii）本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に当社が実施する予定の本自己株式取得

なお、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）について本自己株式取得ではなく本自社株公開買付けへ応募をする理由につきましては、上記（iii）のとおり本当社グループ内配当による当社における分配可能額の増額を予定しているものの、当社の完全子会社において必要な現預金の金額を踏まえて実施することが可能な本当社グループ内配当の金額には限度があることから、そのみでは①本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）、②本自己株式取得応募合意株式及び③NEC所有株式の全てを取得するだけの分配可能額を確保できない見込みであることから、これらの株式の一部については、当社株式の非公開化後に、本第三者割当増資を実施の上、本自己株式取得により取得する必要があるところ、上記のとおり、各本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が所有することとなる本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）の数はそれぞれ僅少であり、本株式併合後に株主として存続させることが困難である可能性があるためとのことです。本自社株公開買付け及び本自己株式取得の開始に係る条件の詳細は意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（6）公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本取引基本契約」をご参照ください。なお、当社の一般株主の皆様は、本他社株公開買付け及び本自社株公開買付けのいずれにも応募することが可能とのことです。

（注2）当社の株主の順位に関しては、2026年5月8日に提出した第31期半期報告書に記載された2026年3月31日現在の大株主の順位を元に記載しているとのことです。以下、株主の順位の記載について同じです。

（注3）「所有割合」とは、当社が2026年8月5日に公表した「2026年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数（17,039,400株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（363,863株）を控除した株式数（16,675,537株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注4）株式会社光通信の連結子会社であるHTIOは、2026年8月5日現在、当社株式を直接所有していませんが、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルに出資を行っている無限責任組合員とのことです。下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、HTIOは、本自己株式取得応募合意株式の全てを所有することとなる予定とのことです。

(注5) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があるとのことですが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、令第4条の3)に該当しないため、他社株公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得の取得価格(株式併合前の当社株式1株当たり1,501円。以下「本自己株式取得価格」といいます。)は、他社株公開買付者が合理的に設定した前提条件において、①法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、②仮にHTIOが本他社株公開買付けに応募した場合の本他社株公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(1,650円。以下「本他社株公開買付価格」といいます。)の税引後手取り額として計算される金額と実質的に同等となるよう設定することにより、本他社株公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを他社株公開買付者として企図しているとのことです。

(注6) 本減資等においては、当社の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定とのことです。

本他社株公開買付けの実施にあたり、他社株公開買付者は、当社の筆頭株主であり、代表取締役会長CEO(最高経営責任者)である杉本氏(所有株式数:1,648,600株、所有割合:9.89%)との間で、その所有する当社株式のうち、譲渡制限が付されていることから本他社株公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)197,800株(以下「本譲渡制限付株式(杉本氏)」)を除く1,450,800株の全て(以下「本譲渡株式」といいます。)について、1株当たりの譲渡金額を本他社株公開買付価格を下回る金額である1,600円(以下「本並行買付価格」といいます。)として、他社株公開買付者に譲渡する旨の契約(以下「本譲渡契約」といいます。)を2026年8月5日付で締結しているとのことです。なお、本譲渡契約の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「① 本譲渡契約」をご参照ください。

加えて、他社株公開買付者は、当社の第4位株主であるUH Partners 3(所有株式数:1,156,800株、所有割合:6.94%)、当社の第5位株主であるUH Partners 2(所有株式数:1,143,900株、所有割合:6.86%)、当社の第6位株主である光通信(所有株式数:1,079,600株、所有割合:6.47%)、当社の第7位株主であるエスアイエル(所有株式数:968,700株、所有割合:5.81%)、並びに株式会社光通信の連結子会社である株式会社エスアイエル(以下「(株)エスアイエル」といいます。)、株式会社UH Partners 2(以下「(株)UH Partners 2」といいます。)、株式会社UH Partners 3(以下「(株)UH Partners 3」といいます。))及びHTIO(注8)(以下、UH Partners 3、UH Partners 2、光通信、エスアイエル、(株)エスアイエル、(株)UH Partners 2、(株)UH Partners 3及びHTIOをあわせて、「光通信グループ」といいます。)の各社との間で、2026年8月5日付で非公開化協力契約(以下「本非公開化協力契約」といいます。)を締結し、光通信グループが2026年8月5日現在所有する当社株式の全て(所有株式数:4,349,000株、所有割合:26.08%)及び信託譲渡対象株式(所有株式数:40,800株、所有割合:0.24%)のうち、(i) 本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)について、(a) 本他社株公開買付けに応募しないこと(三井住友信託銀行に対して応募する旨の指示を行わないことを含むとのことです。)、(b) 本他社株公開買付けの成立後の

2026 年 11 月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること（信託譲渡対象株式に関する議決権行使を除くとのことです。）、（c）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募すること、（ii）①UH Partners 3 が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 1,133,800 株、②UH Partners 2 が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 1,121,200 株及び③エスアイエルが 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 949,500 株を合計した 3,204,500 株、（以下「本自己株式取得応募合意株式」といい、本自己株式取得応募合意株式を所有する光通信グループを「本自己株式取得応募合意株主」といいます。なお、下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに本現物分配が実施される結果、本自己株式取得応募合意株主はHTIOとなる予定とのことです。）について、（a）本他社株公開買付け及び本自社株公開買付けに応募しないこと、（b）本他社株公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、（c）本株式併合の効力発生後の 2027 年 1 月中旬頃に当社が実施する予定の臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本減資等を行うことに関連する各議案に賛成すること、（d）本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後の 2027 年 1 月中旬以降に当社が実施する予定の本自己株式取得に応じて本自己株式取得応募合意株式を売却することに合意しているとのことです（注 9）。

（注 8）株式会社光通信の連結子会社である（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3 及びHTIOは、2026 年 8 月 5 日現在、当社株式を直接所有していないとのことです。ただし、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは当社株式 9,600 株を、（株）UH Partners 2 は当社株式 11,400 株を、（株）UH Partners 3 は当社株式 11,500 株を、HTIOは本自己株式取得応募合意株式の全てをそれぞれ所有することとなる予定とのことです。

（注 9）UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式のうち、本現物分配の対象となっていない、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及び本自己株式取得応募合意株式以外の当社株式（32,400 株）（以下「本現物分配対象外株式」といいます。）については、非公開化協力契約上、本基準日時点で当該当社株式を所有している予定であるUH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルとの間で、当該当社株式について本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使する旨の合意を行っていることを除き、その取り扱いについて光通信グループとの間で合意を行っていないとのことです。

さらに、他社株公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、（i）本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルのそれぞれが所有する当社株式について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2 及び（株）UH Partners 3 に対して、（ii）本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しているとのことです（注 10）。本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは当社株式 9,600 株（所有割合：0.06%）を、（株）UH Partners 2 は当社株式 11,400 株（所有割合：0.07%）を、

(株) UH Partners 3は当社株式 11,500 株（所有割合：0.07%）を、HTIOは当社株式 3,204,500 株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定とのことです（注 10）。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、当社の株主を他社株公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものであるとのことです。なお、本非公開化協力契約の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本非公開化協力契約」をご参照ください。

（注 10）本現物分配はいずれも、本現物分配の実施する日以前 1 年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、令第 9 条）に該当するものの間で実施されることから、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。）第 3 条第 1 項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けているとのことです。

本他社株公開買付けにおいて、他社株公開買付者は、当社株式の非公開化を企図しているため、買付予定数の下限を 4,968,300 株（所有割合：29.79%）に設定しており、本他社株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本他社株公開買付けにおいては、他社株公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないことから、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,968,300 株）以上の場合は、他社株公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本他社株公開買付けにおける買付予定数の下限（4,968,300 株、所有割合：29.79%）は、本基準株式数（16,675,537 株）に係る議決権の個数（166,755 個）に、3 分の 2 を乗じた数（111,170 個、小数点以下を切上げ。）から、当社の取締役 6 名が所有する譲渡制限付株式（杉本氏が所有する当社株式 197,800 株（株券等所有割合（注 11）：1.19%）、新里雅則氏が所有する当社株式 27,200 株（株券等所有割合：0.16%）、松澤好隆氏が所有する当社株式 42,100 株（株券等所有割合：0.25%）、芳賀恵一氏が所有する当社株式 21,200 株（株券等所有割合：0.13%）、田口常仁氏が所有する当社株式 10,000 株（株券等所有割合：0.06%）、藤本香氏が所有する当社株式 6,100 株（株券等所有割合：0.04%）。以下「本譲渡制限付株式（当社取締役）」といいます。）（304,400 株）に係る議決権の個数（3,044 個）、当社の子会社の取締役 7 名が所有する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）」といいます。）（44,500 株）に係る議決権の個数（445 個）、本譲渡株式（1,450,800 株）に係る議決権の個数（14,508 個）、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）（ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。1,112,100 株）に係る議決権の個数（11,121 個）、本自己株式取得応募合意株式（3,204,500 株）に係る議決権の個数（32,045 個）及び本現物分配対象外株式（32,400 株）に係る議決権の個数（324 個）を控除した数（49,683 個）に、当社の単元株式数である 100 を乗じた株式数（4,968,300 株）に設定をしているとのことです。なお、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除き、本基準日時点での本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が議決権を行使する予定とのことで

す。また、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが 2026 年 8 月 5 日現在所有している当社株式のうち、本現物分配対象外株式に関しても、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2 又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定とのことです。

（注 11）「株券等所有割合」とは、本基準株式数（16,675,537 株）に係る議決権の数（166,755 個）を分母として計算しております。

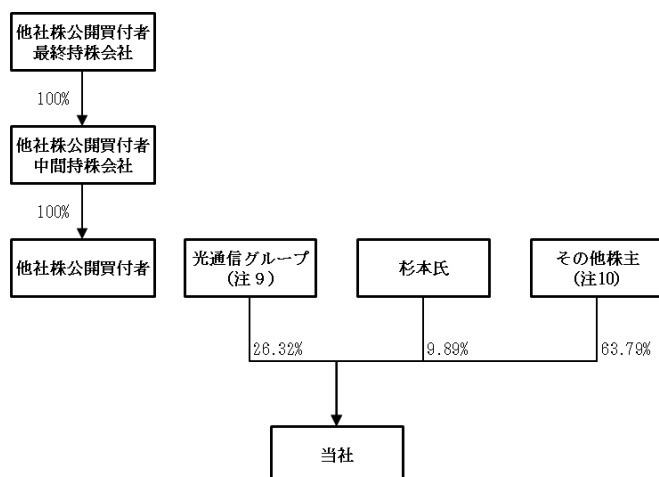
本取引において、他社株公開買付者が当社株式を非公開化することを目的としているところ、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、買付予定数の下限を、他社株公開買付者、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）（ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。）及び本自己株式取得応募合意株主が所有する議決権の数、本現物分配対象外株式に係る議決権の数、並びに本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）に係る議決権の数の合計で当該要件を満たすことができるように設定したとのことです。なお、本現物分配対象外株式に関しては、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2 又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定であるため、買付予定数の下限を設定するにあたり控除しているとのことです。本譲渡株式（1,450,800 株）に係る議決権の個数（14,508 個）については、本基準日前に他社株公開買付者が取得する見込みであることから、本臨時株主総会において、他社株公開買付者により本株式併合に対して賛成の議決権行使がなされる予定とのことです。本譲渡制限付株式（当社取締役）に関しては、譲渡制限が付されていることから、本他社株公開買付けに応募することはできませんが、当社は、2026 年 8 月 5 日開催の当社取締役会において、上場廃止を前提とした本他社株公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、当社の取締役 10 名のうち、杉本氏及び浅見英徳氏（以下「浅見氏」といいます。）を除く 8 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること（なお、杉本氏は、他社株公開買付者との間で本譲渡契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において他社株公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第 3 位株主である NEC の使用人であるため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において他社株公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。）、杉本氏は本譲渡契約において、本譲渡制限付株式（杉本氏）について、本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意していること、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している NEC の使用人であることから、本譲渡制限付株式（当社取締役）を所有する当社取締役は、本他社株公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。また、本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の所有者は、当社の子会社の役員であり、当社の意思決定に

反する行動はとりがたいことから、本他社株公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の数を控除しているとのことです。

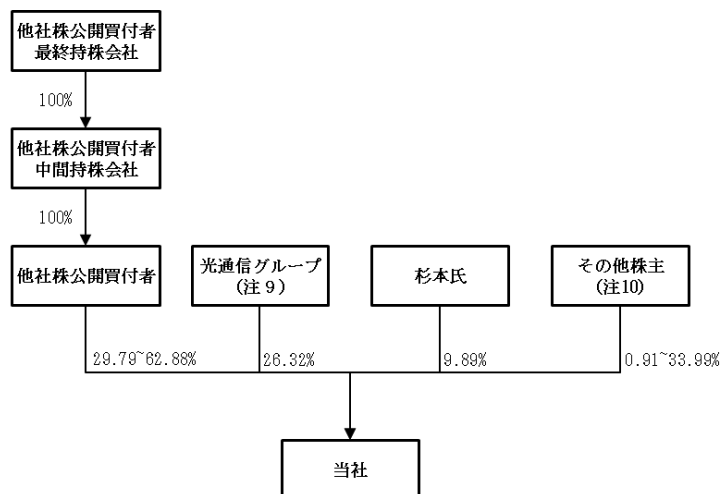
<本他社株公開買付け及びその後に想定されている各手続のストラクチャー概念図>

現在想定されている、本他社株公開買付け及びその後に想定されている各手続の概要は以下のとおりとのことです。

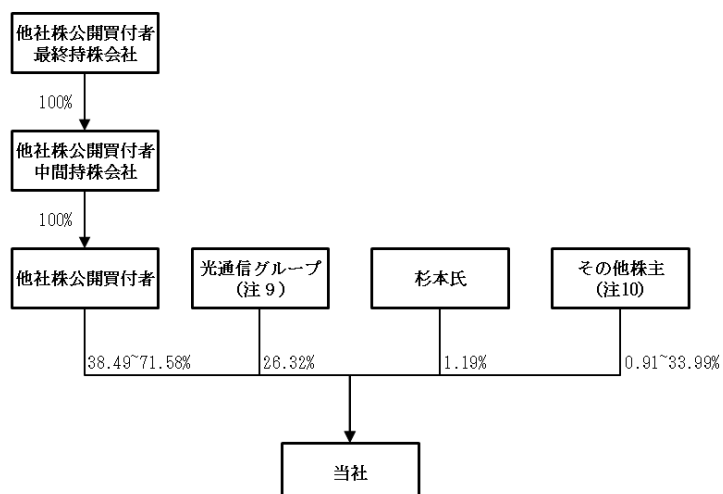
I 本取引実施前



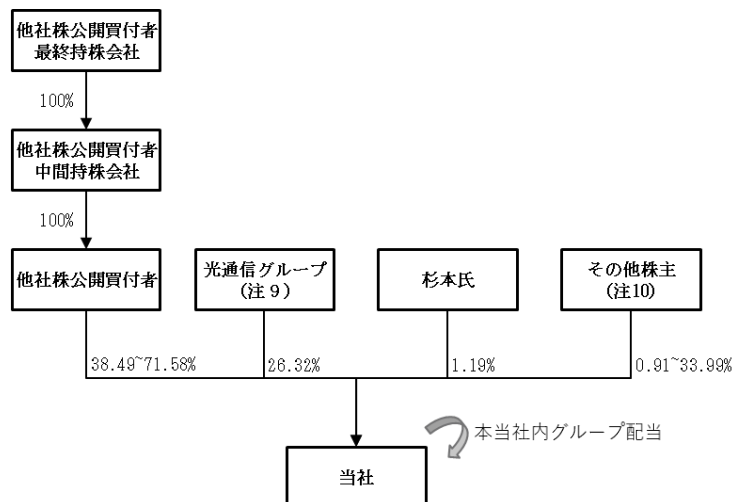
II 本他社株公開買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



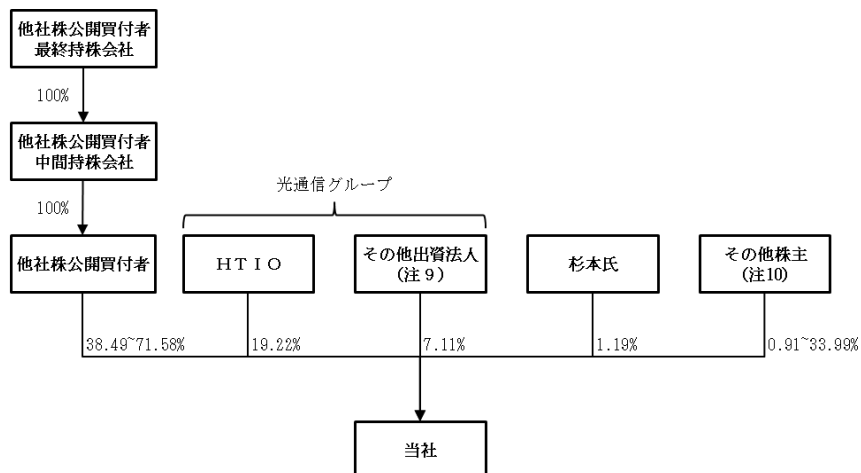
III 本並行買付けの成立後（2026年9月下旬）



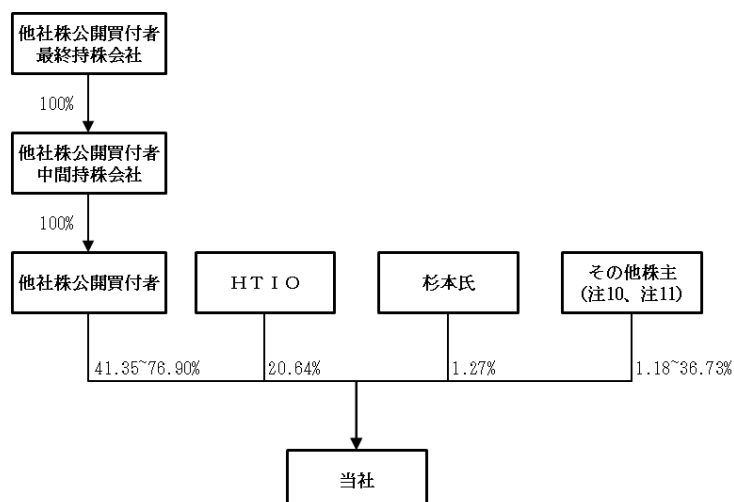
IV 本当社グループ内配当の実施（2026年9月末まで）



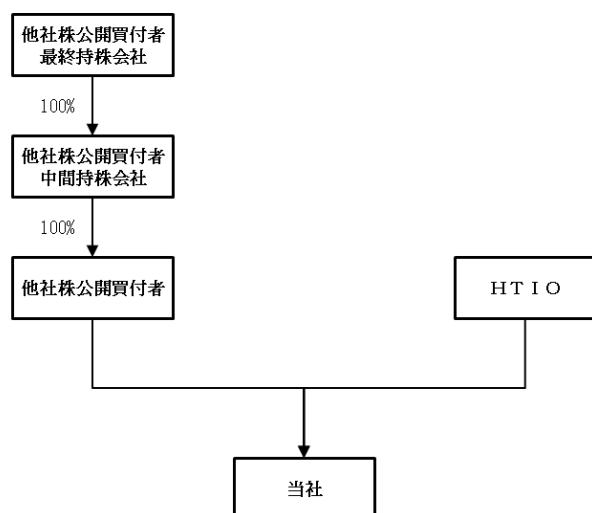
V 本現物分配の実施（2026年11月下旬頃）



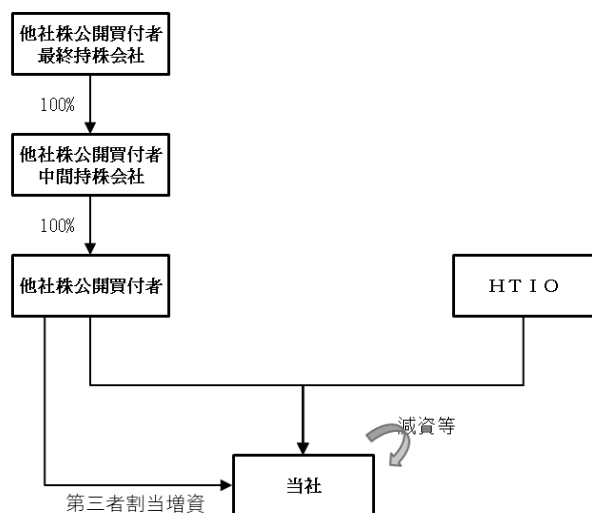
VI 本自社株公開買付けの成立後（2027年1月中旬頃）（注11）（注12）



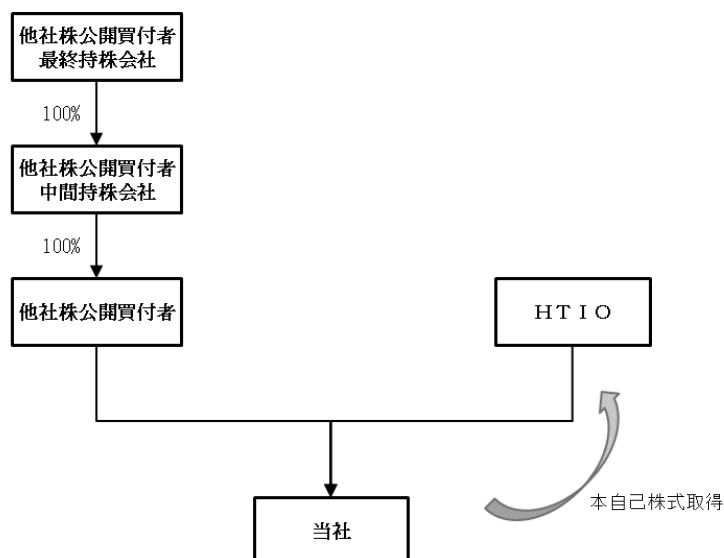
VII 本株式併合の実施後（2027年1月中旬頃）



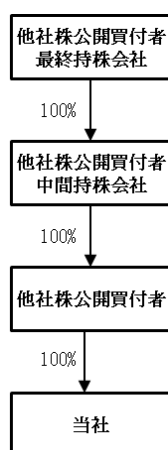
VIII 本第三者割当増資及び本減資等の実施（2027年1月中旬頃）



IX 本自己株式取得の実施（2027 年 1 月中旬以降）



X 本取引実施後



（注 9）信託譲渡対象株式を含むとのことです。

（注 10）NECについては、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本他社株公開買付けの公表予定日として伝達した2026 年 8 月 5 日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、2026 年 8 月 5 日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しているため、NEC所有株式についてはその他株主に含めているとのことです。

（注 11）本現物分配対象外株式は、光通信グループ又はその他出資法人に含まれますが、⑥本自社株公開買付けの成立後はその他株主に含めているとのことです。

（注 12）本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）の全てが本自社株公開買付けにより取得される前提としているとのことです。

本自社株公開買付けは、買付価格（以下「本自社株公開買付価格」といいます。）を 1,501 円、本臨時株主総会（2026 年 11 月中旬）後である 2026 年 11 月中旬から 2026 年 12 月中旬までの 20 営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株応募株券等」とい

います。)の総数が買付予定数の上限(2,495,300株、所有割合:14.96%)(注13)を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「自社株買付府令」といいます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定です。

(注13) 本他社株公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する当社の株主の皆様にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で可能な限り当社株式の売却の機会を提供するため、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限を本非公開化協力契約において本自社株公開買付けに応募することが合意されている本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)1,152,900株(所有割合:6.91%)当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているNECが所有する当社株式1,200,000株(所有割合:7.20%)の合計を142,400株上回る2,495,300株(所有割合:14.96%、買付予定総額3,745,445,300円)と設定することを予定しております。

本自社株公開買付価格については、本他社株公開買付価格に比べて149円低い価格(注14)とすることを予定しております。また、本他社株公開買付けに応募するか本自社株公開買付けに応募するかによって税務上の取扱いが異なりますが、当社の法人株主においては本自社株公開買付けに応募することによって本他社株公開買付けとは税務上の取扱いが異なり得ると理解しております。

(注14) 本他社株公開買付価格と本自社株公開買付価格の差額149円については、以下の要素を考慮のうえ、日本企業成長投資及び光通信グループの間で協議をした結果として、本非公開化協力契約により合意したものとのことです。本他社株公開買付価格及び本自社株公開買付価格の決定に係る経緯の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(i) 日本企業成長投資が光通信グループとの間で本取引について協議する過程で、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)から、本他社株公開買付価格を含む本取引の価格条件の引上げを要請されたこと。その後、日本企業成長投資及び光通信グループの間で、本公開買付者が合理的に設定した前提条件において法人株主が本自社株公開買付けに応募する場合の税務上の取扱いも踏まえ、本自社株公開買付価格を含む本取引の価格条件について協議を行い、合意に至ったこと。また、光通信グループの所有割合に鑑み、光通信グループとの合意が得られない場合は当社株式の非公開化の実現可能性が相当程度低下し、少数株主の皆様には売却機会を提供することが困難となること。

(ii) また、本自社株公開買付価格を本他社株公開買付価格より低く設定することで、本他社株公開買付け後に本自社株公開買付けを実施しない場合と比して、本他社株公開買付けを通じて当社の少数株主の皆様により高い価格での売却機会を提供することができ、光通信グループとの交渉の結果としてかかる差額を設定した本自社株公開買付けを実施することは、当社の少数株主の皆様の利益に資するものであること。

(iii) その一方で、個人株主は本他社株公開買付けに応募する以上に有利になる場合は存在

しないため、本他社株公開買付け以外に応募することは考えにくいものの、法人株主は、それぞれの税務上の取扱い及び当社株式の1株当たりの取得価額によって、その経済的メリットが異なり得るところ、法人株主は税務上の取り扱いに鑑みて本他社株公開買付け、本自社株公開買付けのいずれかが自社にとって有利な取引条件かを判断の上、選択し応募することが可能となるため、より多くの株主に対して平等に売却機会を提供することになることから、株主間の平等待遇を損なうものではないと考えられること。

なお、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限（2,495,300株）の買付け等を行う場合であっても、当該買付予定総額約37.45億円に係る当社の分配可能額の不足額については、本当社グループ内配当により賄う予定であり、本自社株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じません。なお、本自社株公開買付けの買付け等の対象とならなかった当社株式については、本株式併合の議案が本臨時株主総会で承認された場合には、本株式併合により生じる端数株式につき、本他社株公開買付価格と同額の金銭が交付されることとなります。

また、本株式併合後、本自己株式取得応募合意株式について、当社株式の上場廃止後の2027年1月中旬以降に本自己株式取得を実施し、当社の株主を他社株公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。他社株公開買付者は、本自己株式取得について、本自己株式取得応募合意株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、当社の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、本他社株公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得を実施することとしたとのことです。なお、他社株公開買付者は、法人株主が自己株式取得により株式を売却した場合の税務上の取扱いも踏まえ、他社株公開買付者が合理的に設定した前提条件において、本自己株式取得が行われた場合のHTIOの税引後手取り額が、仮にHTIOが本他社株公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額と実質的に同等となるよう、本自己株式取得価格は、HTIOの適用税率を踏まえて、本株式併合前の当社株式1株当たり、1,501円を予定しているとのことです。公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議の内容

当社は、本自社株公開買付けが開始される時点で、改めて自己株式の取得に関する取締役会決議を行うことを予定しております。当該取締役会決議の内容の詳細については、決議後速やかにお知らせいたします。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等（予定）

① 取締役会決議日	2026年11月中旬
② 公開買付開始公告日	2026年11月中旬 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2026年11月中旬
④ 買付け等の期間	2026年11月中旬から2026年12月中旬（20営業日）

（２）買付け等の価格

普通株式１株につき、1,501 円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

下記「② 算定の経緯」に記載の経緯を踏まえ、当社は、2026 年 8 月 5 日開催の取締役会において、本自社株公開買付価格を 1,501 円とすることを決議いたしました。

② 算定の経緯

当社は、意見表明プレスリリース「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、事業環境の変化に対応するための製品・サービスの開発、競争優位の確保、販売チャネルの拡大・移行、そのための人材確保や育成が必要であるものの、大胆な事業拡大を当社単独で行うことは難しいと判断し、2026 年 1 月下旬、当社の企業価値を向上させ、ステークホルダーの利益を中長期的に高めるため、事業会社又はプライベート・エクイティファンドとの間での、当社株式の非公開化を含む提携について具体的な検討を開始することといたしました。

そこで、当社は、2026 年 1 月 29 日以降、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）との間で、中長期的な観点から当社の企業価値を最大化するための資本政策の在り方や提携候補先について協議を行い、その結果、2026 年 3 月中旬、当社株式の上場を維持するよりも当社株式を非公開化し、事業会社又はプライベート・エクイティファンドの傘下でそれらに取り組んでいくことが重要な選択肢の一つであると判断いたしました。

このため、当社は、当社の企業価値の向上に資すると考えられ、かつ事業に強い関心を持つと考えられる複数の事業会社及びプライベート・エクイティファンドに対して、2026 年 3 月中旬より当社株式の非公開化に関する戦略的パートナー（以下「本非公開化パートナー」といいます。）の選定及び本非公開化パートナーによる当社株式の非公開化を目的とした入札プロセス（以下「本入札プロセス」といいます。）への参加について打診を始めました。その結果、日本企業成長投資を含む 4 社の候補者が本入札プロセスへの参加に関心を示していることを確認したことから、当社は、2026 年 4 月上旬、当該 4 社の候補者に対して、第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）を開始する旨の連絡を行いました。その後、当社は、2026 年 4 月下旬、当社株式の非公開化に関心があるとして、法人 1 社から連絡を受領いたしました。なお、当該法人と当社は 2025 年 6 月頃に当社の企業価値向上に向けた情報交換を行ったものの、それ以降情報交換はしておらず、当該法人から連絡があった理由は不明ですが、従前から接点を有していた当該法人に対しても本第一次入札プロセスへ参加するよう要請した結果、合計 5 社の候補者が本第一次入札プロセスに参加いたしました。

なお、当社は、意見表明プレスリリース「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本他社株公開買付けが当社株式を非公開化することを前提として行われる本取引の一環として行われること、日本企業成長投資を含む複数の候補者による本第一次入札プロセスへの参加の意向表明において、大株主又は主要株主との間で公開買付応募契約又は公開買付不応募契約を締結することを希望する旨が示されていたことから、他社株公開買付者が、杉本氏、NEC、光通信グループとの間で、公開買付応募契約又は公開買付不応募契約をそれぞれ締結することが想定されたため、杉本氏、NEC 及び光通

信グループと当社の少数株主の利益が必ずしも一致しない可能性があると考えたことから、本他社株公開買付価格を含む本取引の公正性を担保するとともに、本他社株公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2026年4月20日開催の取締役会において、他社株公開買付者らを含む候補者、当社、杉本氏、NEC及び光通信グループ（以下、総称して「他社株公開買付関連当事者」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行企業情報部を、他社株公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を、他社株公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関として株式会社AGS FASをそれぞれ選定するとともに、他社株公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立した委員（出原文二氏（当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）、吉田周史氏（公認会計士、当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員、フュージョン株式会社社外監査役、株式会社北雄ラッキー社外取締役、株式会社ホープ監査役）、星加美佳氏（弁護士、当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）、須田雅秋氏（公認会計士、須田公認会計士事務所））の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置することを決議し、本取引に係る検討体制を構築いたしました。なお、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成すべく、外部有識者としてシティユーワ法律事務所から委員の候補として紹介があった須田雅秋氏を委員に選任いたしました。また、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載のとおり、須田雅秋氏を紹介したシティユーワ法律事務所は、他社株公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本他社株公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、また、上記のとおり、須田雅秋氏は、他社株公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立性を有していることから、当社は、須田雅秋氏の独立性に問題がないと判断いたしました。

上記の検討体制の下、当社は、2026年4月下旬、日本企業成長投資を含む本第一次入札プロセスへ参加した候補者5社のうち3社より法的拘束力を有さない初期的な意向表明書を受領いたしました。当社は、本取引の目的、本取引後の当社の経営方針や事業戦略の方向性、当社とのシナジー効果及び従業員の処遇、提示された当社株式1株当たりの希望取得価格等について慎重に検討した上で、2026年5月8日、日本企業成長投資を含む2社を当社株式の非公開化に関する法的拘束力を有する提案を提出するための最終入札プロセス（以下「本最終入札プロセス」といいます。）に招聘いたしました。

その後、当社は、本最終入札プロセスへ参加した候補者2社に対して、2026年5月初旬から同年6月中旬にかけて、デュー・ディリジェンスの機会を提供いたしました。

なお、当社は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道（以下「本憶測報道」といいます。）後、2026年6月上旬までに、5社以上のプライベート・エクイティファンドから当社株式の非公開化に関する問い合わせを受け、そのうち1社が本入札プロセスへの参加意向を表明したことから、本入札プロセスに係るプロセスレーターを送付したものの、具体的な提案はなされませんでした。

そして、当社は、2026年6月19日、本最終入札プロセスへ参加した候補者2社のうち、日本企業成長投資から法的拘束力のある提案書（以下「最終意向表明書」といいます。）を受領し、当社が

2026年9月期の期末配当を行わないことを前提に、本他社株公開買付価格を1,600円（最終意向表明書の提出日の前営業日である2026年6月18日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,798円に対して11.01%のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,688円に対して5.21%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,402円に対して14.12%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,282円に対して24.80%のプレミアムが付された価格、本憶測報道がなされる直前の2026年5月14日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,199円に対して33.44%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均値1,192円に対して34.23%、同過去3ヶ月の終値単純平均値1,222円に対して30.93%、同過去6ヶ月の終値単純平均値1,145円に対して39.74%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とすることを提案されました。なお、日本企業成長投資以外の候補者から法的拘束力を有する提案書は提出されませんでした。

当社及び本特別委員会は、(i) 提案された当社の企業価値向上施策に不合理な内容は特段認められないと考えたこと（なお、本取引が当社の企業価値向上に資すると判断した理由については意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断の内容」をご参照ください。）、(ii) 本入札プロセスにおいて、法的拘束力を有する提案書を提出した候補者が日本企業成長投資のみであること、(iii) 日本企業成長投資から提案された本他社株公開買付価格は当社の少数株主の皆様に対しても合理的なプレミアムが付された価格であると考えたこと（なお、本他社株公開買付価格に対する当社の評価については意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断の内容」をご参照ください。）から、日本企業成長投資を最終候補者として選定することとし、当社は、2026年6月25日、日本企業成長投資に対して、本最終入札プロセスの結果、2026年6月25日から本他社株公開買付けの公表日又は2026年8月31日のいずれか早く到来する日までの間、日本企業成長投資に対して独占交渉権を付与することとした旨を連絡いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2026年7月6日、当社の一般株主の利益を保護する観点から、日本企業成長投資に対して、本他社株公開買付価格についてより高い価格を提案するよう要請いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年7月10日、日本企業成長投資より、本特別委員会からの本他社株公開買付価格の引上げ要請を真摯に考慮した上で、光通信グループと面談を実施し、最終的なスキームの決定にあたり必要となる光通信グループの各社が保有する当社株式の株数に関する情報の提供を依頼していること、これら必要な情報を受領した後、本自己株式取得を含む本取引のスキーム及び各条件を分析し、本取引全体のストラクチャーの蓋然性が一定程度高まった段階で、改めて要請に対して回答する旨の連絡を受領いたしました。当社及び本特別委員会は、2026年7月23日、日本企業成長投資より、本他社株公開買付価格を1,620円、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及びNECの所有する当社株式の全てを取得することを目的とした本自社株公開買付価格を1,353円、本自己株式取得価格を1,483円とすることを含む本取引に関する再提案を受領いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2026年7月28日、日本企業成長投資に対して、日本企業成長投資が本他社株公開買付価格として提案した1,620円について、当社の一般株主の利益を保護する観点から、より高い本他社株公開買付価格を改めて提案するよう要請いたしました。それを受けて、当社及び本特別委員会は、2026年7月29日、日本企業成長投資より、本他社株公開買付価格を1,640円、本自社株公開買付価格を1,501円、本並行買付価格を1,600円、本自己株式取得価格を1,501円

とすることを含む本取引に関する再提案を受領いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2026年7月31日、日本企業成長投資に対して、日本企業成長投資が本他社株公開買付価格として提案した1,640円について、当社の一般株主の利益を保護する観点から、より高い本他社株公開買付価格を改めて提案するよう要請いたしました。それを受けて、当社及び本特別委員会は、日本企業成長投資より、2026年8月4日、本他社株公開買付価格を1,650円、本並行買付価格を1,600円、本自社株公開買付価格を1,501円、本自己株式取得価格を1,501円とすることを含む本取引に関する再提案を受領いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2026年8月4日、日本企業成長投資に対して、最終的な意思決定は2026年8月5日に開催予定の当社取締役会での決議によることを前提として、当該再提案を応諾する旨の連絡を行いました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の数	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,495,300株	一株	2,495,300株

(注) 本自社株応募株券等の数の合計が買付予定数(2,495,300株)を超えないときは、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。本自社株応募株券等の数の合計が買付予定数(2,495,300株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び自社株買付府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注) 単元未満株式についても、本自社株公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

3,745,445,300円

(注) 上記の買付予定数の最大数(2,495,300株)を全て買付けた場合の買付代金です。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地、決済の開始日、決済の方法については、決定次第お知らせいたします。

(7) その他

- ① 本自社株公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本自社株公開買付けに応募することはできません。また、本自社株公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本自社株公開買付けへの応募はお受けしません。

本自社株公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本自社株公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、他社株公開買付者との間で2026年8月5日付で、本取引に関して、取引基本契約を締結しております。詳細については、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本取引基本契約」をご参照ください。

- ③ 「2026年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

当社は、2026年8月5日付で、当社決算短信を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

- ④ 「2026年9月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

当社は、2026年8月5日開催の取締役会において、本他社株公開買付けが成立することを条件に、2026年9月期の期末配当予想を修正し、2026年9月期の期末配当を実施しないことを決議いたしました。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

以 上